

食安輸発0128第1号
平成23年1月28日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(トルコ産ヘーゼルナッツ及びその加工品)

標記については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正:平成22年12月22日付け食安輸発1222第2号)にて通知したところですが、今般、輸入時の自主検査において、トルコ産いったヘーゼルナッツからアフラトキシンを検出したことから、同通知の別表1のトルコ産ヘーゼルナッツの対象食品に加工品を追加し、下記のとおりとしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、平成18年11月7日付け事務連絡「モニタリング検査の強化等について(ヘーゼルナッツ及びその加工品)」は、当該通知をもって廃止します。

記

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ヘーゼルナッツ及びその加工品(ヘーゼルナッツを主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB1試験法」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。